

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市母子会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、太田母子会（以下「補助事業者」という。）に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための母子福祉事業（以下「母子福祉事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付することにより、母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図ることを目的にする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助事業者が実施する次に掲げる母子福祉事業とする。

- (1) 母子生活学校に関する事業
- (2) 若年母子及び父子交流事業
- (3) 母子及び寡婦福祉に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、母子福祉事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び負担金とする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内を基準にし、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の決算)

第7条 市長は、補助事業者の当該年度における収入支出決算において、補助団体に余剰金が生じたときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、太田市母子会補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた補助事業者については、第6条及び第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。